

(令和2年4月17日 校長決定)

令和2年4月1日

東京都立東久留米総合高等学校

校長 加藤 瑞樹

## 令和2年度 東京都立東久留米総合高等学校 定時制課程 学校経営計画

### 教育目標

- 学んで判断力を培え (独り立ちの力を養うために)
- 学んで想像力を伸ばせ (遍く友愛の心を広げるために)
- 学んで実践力を示せ (自身を豊かに意味づけるために)

### I 目指す学校

#### ～キャリア教育を通した良き社会人の育成～

- 1 基本的な生活習慣を確立し、人間性豊かな人財を育成できる学校
- 2 学習指導を充実させ、基礎学力の定着と学力向上ができる学校
- 3 キャリア教育を充実させ、生徒一人一人のキャリアデザインを支援する学校

### II 育てたい生徒像

- 1 豊かな感性をもち、学習活動・学校行事・部活動などを大切にして、心身ともに健康で逞しい生徒
- 2 自ら学ぶ意欲をもち、思考力・判断力・表現力を育み、主体的に行動できる生徒
- 3 将来に対する目標をもち、進んで社会に貢献しようとする生徒

### III 中期的目標と方策

#### 〈目標〉

- 1 総合学科高校として、生徒一人一人のキャリアデザインを考えさせる。
- 2 学力の基礎・基本を定着させ、学力向上を図る。
- 3 生徒の心身の健康を維持・促進させ、規律正しい学校生活を送らせる。
- 4 部活動・学校行事の活性化を図る。
- 5 広報活動を充実させ、本校の魅力を伝える。
- 6 保護者や地域・関係機関との連携を深め、一体となった教育を展開する。
- 7 教職員が課題を共有し、校内組織を活性化させ、組織的な学校運営を行う。

#### 〈方策〉

- 1 生徒のキャリア実現するために、外部人材を活用するなど、3年間を通じた計画的・組織的なキャリア教育を行う。
- 2 研究授業を効果的に行い、生徒の思考力・判断力・表現力を育み、主体的・対話的で深い学びを実現する。
- 3 生活指導方針について、教職員間の共通理解を図り、組織的に生徒の規範意識を醸成する。

- 4 生徒の健康上の課題を教職員間で共有し、スクールカウンセラーとの連携の下、教育相談体制を充実させる。
- 5 特別に支援が必要な生徒について、教職員間で情報共有するとともに、関係機関との連携を図る。
- 6 積極的な広報活動を推進し、地域に理解され、必要とされる定時制課程に努める。
- 7 学校間連携や地域との連携を推進するとともに、三修制課程と通常課程との安定的経営を図る。
- 8 業務遂行について、OJTの実施により、経験豊かな教員から若手へと伝承する等、人財育成に努める。

#### IV 今年度の取組目標と方策（数値目標を含む）

##### 目標 1 キャリア教育

- 1 「産業社会と人間」や「人間と社会」を中心としたキャリア教育を通じて、自分の将来について考えさせるとともに、「意思決定」能力の育成とコミュニケーション能力を育成する。
- 2 「産業社会と人間」や「人間と社会」の体験活動において、本校卒業生や市民講師やNPO団体等の活用により、社会に貢献できる人財を育成する。
- 3 進路指導において、経験豊かな教員から若手へと伝承する等、全教員の共通認識に基づく指導体制を構築する。

##### 目標 2 学習活動

- 1 社会人として必要な基礎的な学力を身に付けさせる。
- 2 生徒の進路希望実現のために、生徒の実態を的確に把握し、ICTの活用やアクティブ・ラーニング型授業を行い、分かる授業を実践する。
- 3 生徒による授業評価の結果を反映させるとともに、一時間一時間の授業を大切にし、教材研究等の自己研鑽に努める。
- 4 初任者・2年次・3年次研修、中堅教諭資質向上研修、全定合同授業研究の機会を通じて、授業力向上を図る。また、他校の指導教諭の模範授業や東京教師道場、教育研究員、教育研究生等の授業研究を通じて、常に授業力向上に努める。
- 5 資格取得を目標に定めることにより、学習意欲の向上を図る。

##### 目標 3 生活指導

- 1 「都立高校生活指導指針」に則り、規律ある社会的行動ができるように、全教職員が連携した指導体制で行う。
- 2 基本的な生活習慣が身に付くように、挨拶の徹底やノーチャイム制による時間の管理等、継続的な指導を行う。
- 3 安全教育プログラムに従い、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する。
- 4 人権教育プログラムの活用により、思いやりの心や豊かな人間性を育み、互いの人権を認めて支え合い、自他の生命と人権を尊重する態度を育てる。
- 5 体罰の禁止・根絶について、アンガーマネジメント等の校内研修を通じ、健全な指導を行う。

- 6 いじめ対策について、年3回のいじめアンケートの実施、日頃の生徒の言動や行動に注意を払い、いじめの未然防止に努める。また、スクールカウンセラーとの情報共有を通して、未然防止・早期発見・早期対応に努める。

#### 目標4 特別活動

- 1 久留定祭（文化祭、体育祭）の行事を中心に、行事の意義・目的を明確にして、事前指導・事後指導を充実させる。
- 2 生徒の成就感をもたせるために、部活動などの特別活動にも積極的に取り組ませる。また、生徒が主体的に活動できる生徒会活動の体制を整える。
- 3 「学校の運動部活動の在り方に関する指針」及び「学校の文化活動に係る活動方針」を策定し、公式戦等の直前を除き、週5日の活動を上限とする。
- 4 オリンピック・パラリンピック教育の充実を図ると共に、「世界ともだちプロジェクト」等、学校全体で学習・交流の取組を図る。

#### 目標5 保健活動

- 1 学校保健計画を立案し、生徒の健康づくりを学校全体で取り組む。
- 2 健康・安全指導及び怪我・疾病等に対する対応の充実を図るために、スクールカウンセラーや専門医などによる校内研修会を3回以上実施する。
- 3 自殺対策基本法に基づき、スクールカウンセラーと連携を図り、生徒の状況を把握し未然防止に努める。
- 4 生徒の心の悩みの解決ために、スクールカウンセラーと情報共有して、教育相談委員会を中心に組織的に対応する。
- 5 年2回のグループエンカウンター等の実施により、人間関係を円滑にさせ、中途退学者数を減少させる。
- 6 特別な支援を必要とする生徒について、清瀬特別支援学校の特別支援コーディネーターと連携するとともに、児童相談所・子供家庭支援センター・中学校等の関係機関等との連携を図り組織的に対応する。
- 7 給食指導を通して、食育活動を充実させる。

#### 目標6 広報活動

- 1 全職員が共通理解のもと、組織的・計画的な広報活動体制を構築し、入学希望者及びその保護者・教育関係者・地域等に本校の特色を説明する。
- 2 ホームページのコンテンツの充実を図り、リアルタイムに更新し、内容の充実を図る。
- 3 学校案内（パンフレット）を充実させ、在校生による学校訪問や地域住民に配布することで、本校定時制の教育活動を周知する。
- 4 入学相談会を8回以上実施や近隣中学校訪問により、本校の特色ある教育活動を周知する。

## 目標 7 学校間連携や地域との連携を図る

- 1 年4回の避難訓練やセーフティ教室において、東久留米消防署や関係機関と連携することで、防災安全に対する意識の向上を図る。
- 2 田無警察署や東村山警察署と連携して、問題行動の未然防止に努める。

## 目標 8 学校経営・組織体制

- 1 「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、会議等の効率的・効果的な実施を行い、労働時間の改善を図る。また、電子起案を推進し、事務作業の効率化と時間短縮を図る。
- 2 年間2回の服務事故防止研修を通じ、服務の厳正と公務員としての自覚を促す。また、校内情報セキュリティ等の危機管理体制を強化して、メールの誤送信・個人情報の紛失等の未然防止に努める。
- 3 トップダウンとボトムアップを意識した学校経営を行い、教職員全員の経営参画意識を高める。
- 4 全定の連携を図るため、全定連絡会を毎月開催し、協力して効率的な施設の活用と、安心で安全な生徒指導態勢を構築する。

## 目標 9 経営企画室体制

- 1 学校経営計画や予算編成指針に基づき、課題意識を常にもち、積極的に学校経営に参画する。また、限られた予算を計画的・効果的に執行する。
- 2 学校の総合窓口として電話対応や来校者に対して、思いやりの心と品格を重んじて対応する。
- 3 業務全般を理解するとともに、教員と連携・協力しながら業務を遂行して、担当部署のスキルアップを図る。また、委託業者の職員（図書館司書、環境整備職員）等との報告・連絡・相談を密に取りながら、学校教育に支障のないように連携を図る。
- 4 広報活動に積極的に参画し、学校要覧及び学校案内等の作成に教職員とともに携わる。